

2021年8月2日
逗子市

緊急事態宣言期間中

逗子海水浴場は「休場」します

令和3年7月30日(金)、国が神奈川県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を県内全域に発出したことを受け、逗子海水浴場は次のとおり対応します。

1 期間 緊急事態宣言期間中（令和3年8月2日(月)から宣言終了までの間）

2 内容 逗子海水浴場は終日休場します。

※海水浴目的の海岸利用はやめてください。人流抑制の徹底にご協力ください。

【条例等ルールについて】

●条例等ルールは引き続き適用されます。

砂浜で「飲酒」「バーベキュー」「他人を畏怖させる入れ墨・タトゥーの露出」「音楽スピーカー等の使用」は終日禁止です。

※特にお酒を海岸に持ち込んで飲酒することはやめてください。

※マナーアップ警備員による警備活動を強化し、ルール違反者には退場していただきます。

【利便施設等について】

●海の家は全店「終日休業」となります。

※更衣所やシャワー、飲食、物販のサービスの提供はありません。

※逗子海岸ウォーターパークも休業します。

●遊泳旗は掲げません。（遊泳情報の提供はありません。）

●無料シャワーは休止します。（海岸中央・東海岸トイレの2か所）

●万一の事故防止のために監視活動を行います。

●引き続き、既に指定している遊泳区域内への水上オートバイ等の進入はやめてください。

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部経済観光課 黒羽・楠元

電話：046-873-1111 内線 280・281